

第 19 回教育委員会会議

令和 6 年 11 月 26 日
午 後 3 時 00 分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第107号

「義務教育学校・小中一貫校の設置方針」の策定について

義務教育学校・小中一貫校の設置方針（案）

はじめに

本市では、平成22年度に本市がめざす小中一貫した教育の基本的な考え方などを示した「大阪市中中連携推進プラン」を策定するとともに、すべての中学校区が「小中連携アクションプラン」を作成し、教職員や児童生徒同士の相互交流、授業参観等を通して10年以上に渡り校種間の連携を図ってきました。

平成24年度からは9年間を見通した特色のある教育が実践されるよう、施設の立地や状況に応じた一貫校（施設一体型・隣接型）の整備を進めてきました。平成28年には学校教育法の改定により新たに義務教育学校が制度化されたことから、令和4年度に義務教育学校である生野未来学園も開校しました。

また、平成29年告示の学習指導要領では、義務教育9年間を見通して必要な資質・能力をめざす教育を求めており、小中学校間の円滑な接続と連携の重要性が改めて示されているところです。

平成24年度に定められた現行の小中一貫校設置方針は、当時予定されていた新たな行政区割りにつき1校ずつ設置することをめざすこと、広く全市から募集すること、施設一体型小中一貫校を前提にしていたこと、統廃合などの機会に設置することになっていた等が特徴ですが、当該方針の制定後に、新たに隣接型や分離型の小中一貫校の設置が行われたこと、学校の統廃合の機会ではない設置の検討が進んだこと、全市募集ではない小中一貫校が設置されるなど、数々の点で環境の変化や時代の趨勢に対応する必要があります。

この間、平成28年12月に文部科学省は「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」を作成しましたが、同手引では「単一の取組を推奨するものではない」「地域や児童生徒の実態等をふまえ創意工夫すべき」と示されています。本市においても本市の置かれている現状に即したものとするため、新たに小中一貫校の設置のあり方の整理を行い、合わせて義務教育学校の設置のあり方についても定めることとします。

本市では、以上の状況を鑑み、今回定める設置方針を令和6年4月以降に、新たに設置する義務教育学校及び小中一貫校に適用します。

1 国における義務教育学校・小中一貫校の考え方

	義務教育学校	小中一貫校
校名	一つの学校として学校名を設定	各小中学校に学校名を設定し、一貫校としての通称も設定
学校組織	一人の校長と一つの教職員集団からなる組織	各学校に校長と教職員集団がある組織 (本市の施設一体型は校長1名)
教員免許	教員は小学校、中学校の両免許状を保有 (当分は小学校免許状で前期課程、 中学校免許状で後期課程の指導可)	教員は所属する学校の免許状を保有
修業年限等	9年(前期課程6年、後期課程3年) ・前期課程修了時に修了証書を発行 ・7年生へは進級扱い	小学校6年・中学校3年 ・小学校課程修了時に卒業証書を発行 ・新7年生に入学

2 本市における義務教育学校・小中一貫校の今後のあり方(令和6年4月以降に設置する場合)

	義務教育学校 注1	小中一貫校	
		施設一体型	隣接・分離型
施設	一体	一体	隣接・分離
募集形態 注2	全市	区内	
(参考) 現行の 管理職 体制	校長1名、准校長1名 教頭2名(前期、後期)	校長1名(兼務)、副校長1名 教頭2名(小・中)	各学校校長1名、 教頭1名
教員 体制	小中両方の免許保有 (経過措置あり)	中学校教員の小学校兼務	一部兼務教員の配置
学校 協議会	1つの組織として運営	一体的な運営	一体的な運営または連携

注1 義務教育学校は一つの学校であり、小中両方の免許を保有する教員の配置が求められていることから、運用面において施設一体型小中一貫校よりも小中一貫した教育がより実践しやすくなっている。そのため、義務教育学校は9年間の特色ある先進的な教育を実現する学校として位置付け、広く児童生徒を受け入れる全市募集校とする。

注2 募集形態は、学校選択制のことである。

※ 設置にあたっては、統廃合等の機会を捉えて、学校や地域の状況等の実情を踏まえ、学校類型を総合的に検討する。

3 設置に関する考え方について

- (1) 新規に義務教育学校又は小中一貫校を設置する場合は、本方針の「2 本市における義務教育学校・小中一貫校の今後のあり方」に基づくとともに、各学年において複数学級となる規模とする。
- (2) 令和6年度入学者募集を行った義務教育学校並びに全市募集施設一体型小中一貫校は、学校や地域の状況等を踏まえ、段階的に本方針の「2 本市における義務教育学校・小中一貫校の今後のあり方」に沿った学校として移行する。移行にあたっては、区担当教育次長が案を作成し、教育委員会会議の議決により決定する。
但し、設置の経過を考慮し、特に必要な場合は現状維持とすることを妨げない。
- (3) 施設は既存施設の最大限の活用や特色ある教育内容に応じた施設の整備を行う。
- (4) (1)～(3)によりがたい場合は、小中一貫教育ワーキングで協議のうえ教育委員会会議に諮るものとする。

(参考) 義務教育学校、小中一貫校の一覧 (令和6年4月現在)

類型		募集	学校名	小中一貫校の通称
義務教育学校		区内 選択	大阪市立義務教育学校 生野未来学園 (R4 開校)	—
小中一貫校	施設 一体型	全市	大阪市立矢田小学校 大阪市立矢田南中学校	やたなか小中一貫校 (H24 開校 26～全市募集)
			大阪市立啓発小学校 大阪市立中島中学校	小中一貫校 むくのき学園 (H26 開校)
			大阪市立浪速小学校 大阪市立日本橋中学校	日本橋小中一貫校 (H29 開校)
			大阪市立新今宮小学校 大阪市立今宮中学校	いまみや小中一貫校 (H27 開校)
			大阪市立南港みなみ小学校 大阪市立南港南中学校	咲洲みなみ小中一貫校 (H30 開校)
			大阪市立中之島小学校 大阪市立中之島中学校	中之島小中一貫校 (R6 開校)
	隣接型 分離型	区内 選択	大阪市立田島南小学校 大阪市立田島中学校	田島南小中一貫校 (R4 開校)
		区内 選択	大阪市立西淡路小学校 大阪市立淡路中学校	小中一貫 須賀の森学園 (H28 開校)
			大阪市立大池小学校 大阪市立大池中学校	小中一貫校 大池学園 (R4 開校)

※ この表は、義務教育学校は大阪市立学校設置条例、小中一貫校は大阪市立学校管理規則第15条を基に作成しています。

(別添)義務教育学校・小中一貫校の設置経緯別の一覧

	設置経緯	学校類型	募集形態	学校名	小中一貫校の通称	備考
A	学校の小規模化による適正配置を含む学校再編として設置 ICT活用や小学校1年生からの英語教育等の特色ある教育を行うため、全市募集	施設一体型 小中一貫校	全市募集	矢田小学校 矢田南中学校	やたなか小中一貫校	1小1中 H24開校
				啓発小学校 中島中学校	小中一貫校 むくのき学園	1小1中 H26開校
				新今宮小学校 今宮中学校	いまみや小中一貫校	3小1中 H27開校
				浪速小学校 日本橋中学校	日本橋小中一貫校	3小1中 H29開校
				南港みなみ小学校 南港南中学校	咲洲みなみ小中一貫校	2小1中 H30開校
B	学校の小規模化による適正配置を伴う学校再編として設置 特色ある教育を行いつつ、区・地域等との協議の結果、統合の効果 を校区の範囲内とするため、区内選択	隣接型 小中一貫校	区内選択	西淡路小学校 淡路中学校	小中一貫 須賀の森学園	2小1中 H28開校
		施設一体型 小中一貫校		田島南小学校 田島中学校	田島南小中一貫校	生野区西部地域学校再編整備計画 2小1中 R4開校
		分離型 小中一貫校		大池小学校 大池中学校	小中一貫校 大池学園	生野区西部地域学校再編整備計画 3小(1校は一部)1中 R4開校
		義務教育学校		義務教育学校生野未来学園	—	生野区西部地域学校再編整備計画 4小(1校は一部)1中 R4開校
C	近隣の小中学校の収容対策のため設置	施設一体型 小中一貫校	全市募集	中之島小学校 中之島中学校	中之島小中一貫校	新校として設置 R6開校

※生野区西部地域学校再編整備計画：生野区西部地域の小中学校の小規模化が著しく進んだため、12小学校5中学校を4小学校4中学校に再編する計画

平成24年度に制定した小中一貫校設置方針に基づき、小中一貫校等の設置を進めてきたところであるが、学校や地域等の実情に合わせて様々な学校類型や募集形態が入り混じることとなったため、小中一貫校等の設置のあり方を整理し、新たに「義務教育学校・小中一貫校の設置方針」として定めるものである。
今後、小中一貫校等を設置する場合は、学校や地域等の実情を踏まえ、「2 本市における義務教育学校・小中一貫校の今後のあり方」に沿って適切な学校類型や募集形態を選択し、目指すべき学校像やそれを実現するための教育の特色化等を検討する。

【 参考 】

今後の施設一体型小中一貫校の設置方針について

平成 24 年 5 月 11 日戦略会議資料
教 育 委 員 会 事 務 局

◇ これまでの施設一体型小中一貫校の考え方

(平成 22 年 8 月 25 日決定)

設置の基準

- ・ 小中一貫教育にこれまで実績のある学校について設置を進める。
- ・ 校区内に小学校が 1 校の中学校で、中学校の既存の校舎に小学校も収容が可能な場合に設置
- ・ 当面、矢田・矢田南小中一貫校及び啓発・中島小中一貫校の 2 校のみを対象とする。

教育課程

- ・ 同一敷地内に小学校と中学校を併置
- ・ 小学校の教育課程と中学校の教育課程をそれぞれ実施し、現行の学習指導要領の範囲内で取り組む。

校区

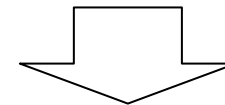
- ・ 現行の校区から就学（他の校区からの受入れは行わない）

施設整備の考え方

- ・ 校区内の児童生徒数に応じた教室数を整備
- ・ 既存の校舎を最大限に活用

これまでの方針の課題等

- 当面設置予定の 2 校については、将来的に 1 学年 1 学級になる見込みであり、異学年の交流は期待できるものの、同学年で切磋琢磨するなど、教育活動に適した規模の観点からは課題となってくる。
- 現行の校区からの就学を前提とし、他の校区からの受入れを行わない以上、現行の学習指導要領における小学校と中学校の枠を超えた特別な取り組みはできない。
- 中学校区に小学校が 1 校の学校は、市内に 9 校のみであり、施設一体型になっても適正規模を超えずに既存の校舎に小中とも収容が可能な学校は当初案の 2 校のみである。今後の展開については、必要な施設整備を含めて、考えていく必要がある。



- ◇ 広く校区を超えて児童生徒を受け入れることにより、施設一体型小中一貫校の適正規模を確保する。
- ◇ 学校の特色化を図ることで、児童生徒保護者のニーズに応える小中一貫校を目指す

◇ 今後の施設一体型小中一貫校設置方針(案)

設置の基準

- 地域のバランスを考慮し、統廃合などの機会を捉えて設置。当面、平成 25 年度に示される予定の新たな行政区割りにつき、1 校設置することを目指す。
 - ◆ 地域的な偏在を解消することで、児童生徒保護者が新たな小中一貫校を選択しやすくし、公平性を確保する。当初 2 校と西成区(今宮中学校区)で検証
- 施設一体型小中一貫校についても適正規模を確保する。
 - ◆ 各学年 2 クラスを想定(1~9 年生 18 学級)、安全の観点から、小学校低学年と中学生との活動域を分けられる一定の校地面積があることを考慮する。

教育課程

- 現行指導要領の内容に加え、特色ある教育を実施(週当たり時数の増加で授業時間を確保)
(取組内容の例)
 - ◆ 語学力・コミュニケーション能力の育成に重点、小学校 1 年生から英語学習を実施
 - ◆ 習熟の程度に応じ、学年を縦断した反復学習や発展的な学習の充実
 - ◆ ICT 環境を充実させ、9 年間を通して ICT を活用した教育活動を実施
 - ◆ 異学年交流等の縦割り活動を活用した学習活動の実施
 - ◆ 9 年間を通した早期や放課後の時間を活用してのモジュール学習
 - ◆ 土曜授業の実施による教育活動の公開

校区

- 広く全市から募集する。
- 現行の校区の児童生徒は優先的に就学できることとする。
- 定員を超える場合は抽選とする。

施設整備の考え方

- 既存の校舎を最大限活用し、収容できない場合は増築を行うが、近隣の施設を活用するなど、効率的な設置を行う。
- 学年を縦断した習熟度別授業や異学年交流など、新たな教育内容に応じた教室の整備を行う。

◇ 今後のスケジュール（参考）

当初案２校（矢田・矢田南、啓発・中島）の新小中一貫校移行へのスケジュール

➤ 平成２６年度に新たな小中一貫校として開校

矢田・矢田南小中一貫校：平成２４年度に開校、平成２６年度に小学校及び中学校で児童生徒を募集

啓発・中島小中一貫校：当初予定通り平成２６年度に児童生徒の募集を行ったうえで開校

➤ 学校の特色化や適正規模化に伴い、平成２５年度中に必要な整備を行う ⇒ 平成２４年度補正予算で議論

矢田・矢田南小中一貫校：受入れ児童生徒に応じた教室や施設の整備（既存の校舎で対応）

啓発・中島小中一貫校：受入れ児童生徒に応じた教室や施設の整備

（既存の校舎で対応不可、近隣施設の活用について再検討）

今宮小中一貫校（新規）の設置スケジュール

➤ 小学校の適正規模化（萩之茶屋、弘治、今宮の３小学校の統合）に伴って、小中一貫校を平成２７年度に開校

➤ 不足する教室等を設置するため、校舎の増築を行う ⇒ 平成２４年度補正予算で議論

➤ 小中一貫校設置にかかる課題等については、今後、西成特区構想プロジェクトチームにおいて議論